観光振興事業費補助金(公共交通利用環境の革新等事業(自動車))に関する運用方針

令和元年5月 7日 国自旅第 38号 改正 令和2年9月30日 国自旅第223号

公共交通利用環境の革新等事業(自動車)の実施に係る細目については、「観光振興事業費補助金交付要領」(令和2年3月31日国自旅第302号他。以下「要領」という。)によるほか、この運用方針によるものとする。

1. 補助対象事業者について

「観光振興事業費補助金交付要綱」(令和2年3月31日国自旅第301号他。以下「要綱」という。)別表2に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会、タクシー協会及びレンタカー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。

2. 補助額の算定について

【1】 共通事項

- (1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。
- (2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】 バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表3に定めるバス車両に係る通常車両価格(消費税を除く。以下同じ)は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7 m未満 : 1,340万円 7 m以上9 m未満 : 1,540万円 9 m以上 : 1,880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、 上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適 当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額 補助対象経費に要綱別表3に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と 通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額210万円(ただし、要綱別表3で定める補助率について1/3が適用される場合にあっては140万円)を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

③ 値引の取扱い

補助対象経費の算定の際には、国土交通省が、毎年度、車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率を用いることとする。

【3】 ユニバーサルデザインタクシー車両関係

ユニバーサルデザインタクシー車両(新車の購入に限る。)の補助額については、 次のとおりとする。

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするユニバーサルデザインタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額90万円(ただし、要綱別表3で定める補助率について1/3が適用される場合にあっては60万円)を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

3. 交付決定条件について

ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

- イ)補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。
- ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H3 0.11.8付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施しているもの。

※上記イ)、ロ)の条件は交付申請時までに充足する必要がある。補助金の交付申請をするものは、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。